

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

水戸信用金庫行動計画

職員一人ひとりが、やりがいと充実感を持って働くことができる雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、以下の通り目標を定めて、取り組んでいきます。

記

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職(支店長・次長)に占める女性の人数を5人以上にする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| 令和3年4月～ | ・女性職員に対する意識調査を実施する。 |
| 令和4年4月～ | ・女性職員を対象としたスキルアップ研修を実施する。 |
| 令和5年4月～ | ・女性職員の職務を拡大する。 |
| 令和6年4月～ | ・女性職員の研修体系を整備する。 |
| 令和7年4月～ | ・女性職員の配置状況を分析し、対応を検討する。 |

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する雇用環境の整備に関する目標）

令和7年度までに、職員の有給取得率を70%以上にする。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 令和3年4月～ | ・有給取得状況に関するアンケートを実施する。 |
| 令和4年4月～ | ・有給取得の取得状況を会議等で管理職へ周知する。 |
| 令和5年4月～ | ・有給取得状況管理表を作成し、所属長と人事部で共有して管理する。 |
| 令和6年4月～ | ・有給取得状況を管理職の評価に組み入れることを検討する。 |
| 令和7年4月～ | ・有給取得状況を管理し、有給取得率70%を達成する。 |

以上